平成２１年（フ）第２５３１号
名古屋市千種区本山町２丁目24番地　寿荘１ＦＣ号
債務者　栗本　明夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９０号
名古屋市中村区本陣通３丁目42番地ルミエール本陣603号
債務者　山田　由美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４００号
愛知県岩倉市大地新町３丁目82番地　第２光陽ハイツ231号
債務者　篠田　恵司
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４０１号
愛知県岩倉市大地新町３丁目82番地　第２光陽ハイツ231号
債務者　篠田みね子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６６号
大津市北比良970番地の148
債務者　橋本　誉伸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９７号
滋賀県草津市野路町1844番地　サニーハイツＡ棟202号、前住所滋賀県草津市野路町1439番地の１
債務者　島袋利恵子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２３号
滋賀県湖南市岩根3343番地３　セレッソ甲西Ｃ号館502号室
債務者　千葉　絵美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７９号
大津市大平１丁目11番23―106号、前住所滋賀県東近江市沖野１丁目４番12号
債務者　堀川　京子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０７号
大津市柳ヶ崎９―17　柳ヶ崎ビル301号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町北船木1999番地
債務者　駒井ゆかり（旧姓万木）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２２号
滋賀県湖南市三雲1248番地21、前住所滋賀県草津市野路１丁目２番地の２―1803　アメニティ南草津Ⅶ
債務者　樋口　　彰
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２４号
滋賀県高島市今津町今津1589番地１、前住所川崎市中原区上平間362番地　メゾンアカネ202
債務者　江村　昌之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２８号
大津市御殿浜６番16号　粟津第一団地１棟９号室、前住所大津市国分１丁目２番６号
債務者　金子　博志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３３号
大津市下阪本４丁目16番３号　オネスタスガＢ―105、前住所大津市本堅田４丁目15番16号　鈴蘭ハイツＢ棟109号室
債務者　駒井　良次
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４０号
大津市皇子が丘１丁目23番13号
債務者　徳永　正春
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1152番地
債務者　鴨川由合香
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第７７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留105番地１
債務者　横山　亮子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第９５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋275番地９
債務者　松下　麻伶
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部